

地域

避難所運営の手引き

※この手引きは、災害などの発生において中長期的に避難所を開設・運営する際の参考としてご活用ください

■避難所名

■対象地域 自治会名

■目次

- 1 避難所開設の手順
- 2 避難所運営本部の体制
- 3 避難所のレイアウト
- 4 避難所に入所するときの注意事項
- 5 避難所での生活ルール
- 6 トイレの使い方
- 7 電話・FAX 番号リスト

1 避難所開設の手順

ポイント

- 避難所運営の主役は避難者です！地域のみなさんで、協力して行います
- 各項目について、事前に施設管理者と話し合っておきましょう

■ 避難所施設の鍵の解錠

① 施設の安全点検 施設を避難所として開設できるかどうか、安全点検を行います

- 施設の被災状況の確認（柱、壁、天井、窓ガラスなどの損壊状況）
- ライフライン（電気・ガス・水道・電話など）の確認



- ※開設できると判断した場合も、早めに**応急危険度判定士の判定**を受けましょう
- ※開設が難しいと判断した場合、開設しない旨を掲示し、他の避難所へ移動します

② 立入禁止箇所の決定



- ※**施設管理者の意見**を交え、重要書類や刃物・薬品等の危険物品、コンピューター等の機器類が保管してある部屋は立入禁止としましょう
- ※2階以上のトイレは、配管の破損の有無が確認できるまでは使用禁止です
- ※その他、被災して危険な箇所は立ち入り禁止としましょう
- ※スムーズに施設が再開できるよう、配慮することが大切です

③ 居住スペースの決定



- ※居住空間は必ず**通路を確保**し、1人あたり**2~3㎡**以上を目安とします
- ※自治会単位で入居し、高齢者や障害者、妊産婦等の要配慮者に配慮して誘導します

約1~1.5m



約2m

④ 共有スペースの決定



- ※**女性や高齢者、障害者**など、多様な視点から決定することが大切です
- ※避難所生活の経過に伴い、勉強スペースや面会室、娯楽スペースなども検討します

⑤ 開設・受付・避難者の受入

- 避難所レイアウト図（項目3参照）、入所時の注意事項（項目4参照）の掲示
- 避難者の受付、避難者カードの配布・記入
- 避難者の誘導
- 避難者カードの回収、避難者名簿の作成

⑥ 避難所運営本部立ち上げ

2 避難所運営本部の体制

ポイント

- 事前に運営体制について話し合っておきましょう
- 避難所運営本部には男女ともに参加しましょう
- 災害時、本部メンバーが集まらないことも想定し、事前に代理メンバーの選出方法を決めておきましょう



避難所運営本部

本部長

副本部長

避難所担当職員

施設管理者・職員

地域の関連団体

避難所に必要な活動を実施する班で、避難者や地域団体に編成します

活動班

班長 <input type="text"/>	<input type="text"/> 班
<input type="text"/>	
班長 <input type="text"/>	<input type="text"/> 班
<input type="text"/>	
班長 <input type="text"/>	<input type="text"/> 班
<input type="text"/>	
班長 <input type="text"/>	<input type="text"/> 班
<input type="text"/>	
班長 <input type="text"/>	<input type="text"/> 班
<input type="text"/>	
班長 <input type="text"/>	<input type="text"/> 班
<input type="text"/>	

リーダー <input type="text"/>	<input type="text"/> 居住組
リーダー <input type="text"/>	<input type="text"/> 居住組
<input type="text"/>	

避難者を避難スペース単位で編成した組のことで、地域・自治会等をもとに編成します **居住組**

3 避難所のレイアウト

ポイント

- 事前に施設管理者と打合せを行い、レイアウトを検討しておくことが大切です
- 学校等の施設の再開に支障が出ないように、最大限配慮しましょう
- 災害時にすぐに掲示できるよう、事前に模造紙等で準備しておきましょう

※施設図面を貼付

居住スペース

みなさんが避難所生活を送るスペースです

共有スペース

みなさんの生活に必要な共同スペースです

立入禁止

立入禁止箇所には、絶対に入らないでください！

4 避難所に入所する時の注意事項

ポイント

- 注意事項はわかりやすく簡潔にしましょう
- 受付付近に、避難所のレイアウト図と一緒に掲示しましょう
- 災害時にすぐに掲示できるよう、事前に紙で準備しておきましょう

入所する時の注意事項

5 避難所での生活ルール

ポイント

- 避難者にとって住みよい環境となるよう、生活ルールを決めましょう
- ルールは避難生活の変化に合わせて、見直しましょう
- 災害時にすぐに掲示できるよう、事前に紙で準備しておきましょう

避難所での生活ルール

6 トイレの使い方

ポイント

- 避難所の衛生環境を保つことや、災害関連死を予防するためにも、トイレの使い方をルール化することは非常に大切です
- 2階以上のトイレは、配管の破損の有無が確認できるまでは使用禁止です
- 使って良いトイレの箇所を決め、できる限り男女別に確保するとともに、高齢者や要配慮者用に洋式トイレ（多目的トイレ）を確保しましょう
- 仮設トイレの整備が完了したら、そちらを優先的に使用するよう周知しましょう

トイレの使い方

7 電話・FAX 番号リスト



ポイント

■ 災害時に、仮設トイレ等の資機材を貸し出してくれる地域の企業などの連絡先を記載しておくのも良いでしょう

名 称	電話番号	FAX 番号
〇〇市役所・町役場（代表）		
〇〇市・町防災危機管理課		
〇〇市・町保健センター		
〇〇市・町社会福祉協議会		
〇〇市・町上下水道局		
電力会社		
ガス会社		
通信会社		
災害・緊急時	119	
犯罪・事故時	110	

平成 年 月